

令和 6 年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 6 年10月31日（木）

令和 6 年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和 6 年10月31日（木）午後 2 時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎 6 階 理事者控室

○ 議事日程

- 第 1 議案第60号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 2 議案第61号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第62号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第 4 報告第28号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第 5 報告第29号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番 石坂 豊治 君
2 番 齋藤 和子 君
3 番 柿澤 博 君
4 番 大竹 孝一 君
5 番 小西 利章 君
6 番 今井 英夫 君
7 番 吉田 恵子 君

8 番 原田 勝幸 君
9 番 廣瀬 正実 君
10番 野中 清 君
~~11番 杉本 剛昭 君~~
12番 朝倉 直芳 君
13番 村越 重芳 君
14番 小澤 昇 君

欠席委員 11番 杉本 剛昭 君

事務局職員出席者

事務局長 岡崎 貴裕 君

局長補佐 松澤 一樹 君

午後 2 時03分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 6 年第 10 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、11 番杉本剛昭委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数 14 名のうち 13 名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。4 番大竹孝一委員、5 番小西利章委員、以上のご両名によりよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第 60 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

5 番小西委員より報告をお願いいたします。

○5 番（小西利章君） 議案第 60 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 6 年 10 月 18 日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、2 筆、いずれも畑、合計 938 ㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、カブ、ナス、ニンジンを作付けする予定です。

労働力につきましては、本人 38 歳、従事日数 300 日、専業、配偶者 34 歳、従事日数 150 日、専業、父 73 歳、従事日数 300 日、専業、母 72 歳、従事日数 300 日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 60 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を報告のとおり、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 2、議案第 61 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

10 番野中委員より報告をお願いいたします。

○10番（野中清君） 議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 6 年10月16日、事務局 2 名と現地を調査してまいりました。

～ 1 番案件について内容を説明～

申請地は、1 筆、現況畑、318㎡でございます。

申請目的は、車両置場です。

農地区分は第 2 種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面碎石敷きとし、雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、周辺に農地はなく、隣接地の境界までの間に50センチメートル以上の未使用スペースを設けます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございました。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○5 番（小西利章君） 申請目的は、車両置場とのことだが、周りを囲ってしまい、中で何をやっているか判らない、今、問題になっている「ヤード」と言われているものなのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 今回の計画では、周りを囲いません。近くに車両置場がありましたが、事業規模の拡大に伴って、近くに従業員の車両とか現場で使う車両の置き場を探していたなかで、今回、この場所での申請になりました。

○5番（小西利章君） 車両が頻繁に通行することによって周辺に迷惑がかかるという心配は無いのか。

○局長補佐（松澤一樹君） 車両の通行について、長くここで事業を行うにあたっては、地域への配慮が必要になると思いますので、この法人が配慮すべきものと考えています。

○4番（大竹孝一君） 周りは、資材置場が多く、宅地は近所にはあまりないです。また、周囲に農地也没有ありません。駐車場として使用するにあたり、特段、周りに迷惑をかけるような場所ではなさそうです。

○議長（齋藤和子君） 他に、ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第61号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり、許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程3、議案第62号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件を上程いたします。

なお、質疑は報告後に行います。

5番小西委員より報告をお願いいたします。

○5番（小西利章君） 議案第62号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番案件をご報告いたします。

本案件につきましては、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和6年10月11日、事務局2名と現地を調査してまいりました。

～1番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1筆、畑、1,702.56㎡につきましては、小松菜、ほうれん草、大根が作付けされている

ほか、一部準備中でした。

1 筆、畑、1,342.06 m²につきましては、トマトが作付けされていました。

1 筆、畑、535 m²につきましては、さつまいも、大根が作付けされているほか、一部準備中でした。

労働力につきましては、本人 88 歳、従事日数 100 日、専業、子 61 歳、従事日数 300 日、専業、子の配偶者 58 歳、従事日数 150 日、専業でございます。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、テラー、軽トラ、草刈機、その他一式でございます。

以上、農業経営されていると確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（松澤一樹君） 特にありません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第 62 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1 番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 4、報告第 28 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び日程第 5、報告第 29 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（松澤一樹君） 報告第 28 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書 4 ページのとおり、1 番案件から 4 番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、駐車場敷地、共同住宅敷地となっています。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第

17 条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第 29 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書 5 ページのとおり、1 番案件から 11 番案件まででございます。

転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第 17 条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第 28 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、及び報告第 29 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和 6 年第 10 回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時 21 分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員